

令和7年度第1回広島市いじめ防止対策推進審議会会議要旨

1 開催日時

令和7年9月26日（金）18時30分～20時30分

2 開催場所

広島市役所本庁舎14階 第7会議室

3 出席者

(1) 審議会委員 5名

会長 間瀬 茂夫 （広島大学大学院人間社会科学研究科 教授）

副会長 寺本 佳代 （広島弁護士会 弁護士）

森川 早苗 （広島県臨床心理士会 臨床心理士）

清水 克之 （広島県社会福祉士会 社会福祉士）

花本 浩 （元広島県警察本部生活安全部長）

(2) 事務局（広島市教育委員会）

いじめ対策推進担当課長、生徒指導課職員

(3) 傍聴人 1名

4 議題等（公開・非公開の別）

(1) 事例検討 （公開）

5 会議資料

(1) 次第

(2) 配席表

(3) 事例検討資料（架空事案）

資料1 広島市における「いじめの重大事態」発生時の対応フローチャート

資料2 いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査の実施について（諮問）

6 会議の要旨【○委員 ●事務局】

(1) 資料について

○ フローチャートの調査計画の検討以降の手の流れをもう少し詳しく教えてほしい。

● 調査組織が確定した段階で調査計画の検討を行う。その後、実際に調査を行う。その調査結果を報告書、方針という形でまとめて、市教育委員会と学校の対応の検証、再発防止策の策定を行い、市教育委員会または学校が説明する。それから、学校への指導助言を行っていく。

○ 前回の事例の事案発生から審議会の結論が出るまで1年余りだが、タイムスケジュール的に初期調査は何週間くらいを予定しているのか。何日以内にやるのか。

● 具体的に何日という決まりはないが、当然速やかに行う。いじめによりこどもが不登校になったような場合は1日でも早く学校に戻れるように調査を進めることが大事になる。学校が主体となって、速やかに調査をし、第三者の組織に移る前に、学校の調査で解決に向かうのがよい。

○ 学校の調査で解決に向かっているケースはあるのか。

● ほとんどのケースが学校の調査で終わっている。

○ だいたい何日くらいで終わっているのか。

● 周りの児童生徒への聞き取りや本人への聞き取りがスムーズにできれば、大体1～2週間くらいで調査を終えていると思われる。

○ 調査組織の検討のときの市教育委員会主体の審議会と事務局の2パターンあるが、これを

振り分ける判断基準はあるのか。

- 明確に分ける判断基準はなく、学校の設置者である市教育委員会の判断となる。

審議会が主体となると、調査に時間を要する等のデメリットがあるが、メリットとしては非常に第三者性が高いと言える。

市教育委員会事務局が主体となると、審議会形式よりは時間を短縮して調査を進めることができる等のメリットがある。

そのメリット・デメリットを考えた上で選ぶということになる。

- メリット・デメリットは被害者である児童生徒本人やその保護者に説明し、意向を確認したうえで、最終的には市教育委員会で決めるということか。
- そのとおりである。

(2) 事例検討（架空の事案を用いて検討）

ア 初期調査の方法について

- 単純に部活動だけでなく、クラスメイトや親しい友人からも事情を聴くことも大事。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校に入っていると思われるが、そういう方からの情報も収集する必要がある。

イ SNSのトラブルに関する調査について

- 遺族がSNS上のやりとりなどプリントアウトし、提供していただければ、審議会としては資料となる。
- SNS上のトラブルは本人ら同士でしかわからない言葉などがあるから、解明するのは難しいことも想定される。

ウ アンケートの実施について

- アンケートでなるべく多くの情報が集まるように質問を工夫することが必要。
- 自由記述欄を含めた聞き方が必要である。
- アンケートの中に「誰に聞いてもらいたいのか」を入れておくと、アンケート後に生徒が話しやすいかもしれない。

エ 審議会の役割と限界について

- 自殺の原因は複数ある場合もあるため、原因の特定は困難であると考えられるが、事実関係の可能な限りの解明が必要である。
- 保護者の感情や納得感への配慮が重要となる。
- 調査は損害賠償請求とか、そういったようなことのために行うものではない。
- 処罰の根拠を報告書に求めたり、審議会に求めるような要望が出てきたりする可能性もある。

オ まとめ

- 初期調査が重要で、学校現場にしっかり知見をおろしていただきたい。
- 重大事態調査の目的は、事実関係を可能な限り明らかにすること、心のケアや支援、再発防止策を講ずることである。
- 保護者への説明と寄り添いが調査の信頼性に直結する。